

## 東振協で取扱う二次検査について（A2、B区分のみ）

平成 30 年度より、東振協の健診結果の判定区分の変更に伴い、従来個人負担なしであった再検査項目の一部が、平成 30 年度より保険診療扱いとなりました。

### ◆判定区分 ※A2、B、D1 区分共通

判定区分（改正前）		取扱
A	この検査の範囲では異常ありません	
B	僅かに所見有りも日常生活に差し支えありません	
C	日常生活に注意を要し経過の観察を要します	
D	診察を必要とします	保険診療
E	<u>二次検査を必要とします</u>	精密検査
F	継続して治療を必要とします	



判定区分（改正後：平成 30 年度～）		取扱
A	この検査の範囲では異常ありません	
B	僅かに所見有りも日常生活に差し支えありません	
C12	日常生活に注意して、年 1 回の健診をお受けください	
C6	日常生活に注意して、6 ヶ月後に再検査をお受けください	再検査
C3	日常生活に注意して、3 ヶ月後に再検査をお受けください	再検査
D	治療を必要としますので、医療機関を受診してください	保険診療
E	<u>精密検査を必要としますので、医療機関を受診してください</u>	保険診療
F	かかりつけの医師（主治医）による治療を継続してください	

平成 30 年度より、従来の二次検査は、「E」判定となり精密検査となっています。その際は、保険診療扱いとなり、3 割の個人負担が発生します。

A2 区分、B 区分で再検査が必要と判定された場合は、健診結果の判定欄に「C6」「C3」と記載されます。その際は一次健診の実施医療機関の施設で受診してください。

<健診結果の判定欄：再検査「C6」「C3」の場合>

●血圧、検尿、血液検査の再検査

従来通り個人負担なし（下記参照：再検査項目）

●上記以外の胃部・胸部X線、便潜血、心電図検査等の再検査

保険診療扱いとなり、3割の個人負担あり（平成30年度より）

◆**再検査項目** ※A2、B区分の健診結果の判定欄が「C6」「C3」の場合

検査分類	検査項目
血圧	血圧、心拍数、尿糖、尿蛋白、尿潜血
糖代謝	尿酸、尿蛋白、尿潜血、空腹時血糖、HbA1c
腎尿路系	尿糖、尿蛋白、尿潜血、尿沈査、血清クレアチニン、eGFR
脂質代謝	総コレステロール。中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール
肝機能	AST（GOT）、ALT（GPT）、 $\gamma$ -GTP、ALP、TP、アルブミン、総ビリルビン、LDH
尿酸	尿酸
血球検査	赤血球数、ヘマトクリット、血色素量、MCV、MCH、MCHC、白血球数、血小板数、白血球像（※白血球数異常の場合のみ実施）